

子ども教育課からのお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分・その他世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情をふまえた生活支援を行うため、全国一律の支援として給付金が支給されます。

ひとり親世帯分

- ▶対象者 ひとり親で次のいずれかに当てはまる人
 - ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者
 - ②公的年金などの受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給水準となった人
- ▶給付額 令和3年4月分児童扶養手当対象児童1人当たり 5万円
- ▶申請手続き
 - ①に該当する人 申請不要。4月30日(金)に福岡県から振り込み済みです。
 - ②③に該当する人 申請が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

その他世帯分

- ▶対象者 次のいずれかに当てはまる人
 - ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税均等割が非課税の人
 - ②令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当対象児童の場合20歳未満)を養育する人で次のいずれかに該当する人(令和4年2月末までに生まれた新生児などの世帯も対象になります)
 - ・令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月1日以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
- ▶給付額 対象児童1人当たり 5万円
- ▶申請手続き
 - ①に該当する人 申請不要 ※7月に支給決定通知を送付、7月末に振り込み済みです。
 - ②に該当する人 申請が必要です。詳しくはホームページをご覧ください。
※7月末に給付金の案内を発送しています。

▶申請期限 令和4年2月28日(月)必着

▶注意

- ・「ひとり親世帯分」「その他の世帯分」両方の条件に当てはまる場合でも重ねて受給することはできません。
- ・令和3年度の課税状況の確認が必要となりますので、未申告の人は(収入がない場合も)住民税の申告を行ってください。未申告で課税状況の確認ができない場合は、給付金を速やかに支給できない場合があります。
- ・給付金の支給要件を満たさなくなった場合は給付金の返還をさせていただく必要があります。(例：修正申告により住民税均等割が課税となった場合、ひとり親世帯の給付金を受給済みの場合など)

◀振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください▶

ご自宅や携帯電話に須恵町役場から問い合わせることがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作のお願いや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに須恵町役場の窓口か最寄りの警察にご連絡ください。

問い合わせ先 子ども教育課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)



特定商取引に関する法律が改正されました！ 一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！

消費者の利益を守ることを目的として制定された法律です。
◆身に覚えのない商品を送り付けられたときは…
トラブルに巻き込まれないために、身に覚えのない商品は受け取らないようにしましょう。

録しておく、後から事業者に売買契約があったかのように請求されたとしても、一方的に送り付けられた商品だったことを証明することができません。

(参考)消費者庁ホームページ
特定商取引法の通達改正
一方的に送り付けられた商品に関するチラシなどの公表について
令和3年特定商取引法・預託法の改正について



「特定商取引に関する法律※」(以下、法とします。)の改正で、7月6日以降、消費者は、自分宛てに届いた身に覚えのない商品(売買契約をしていない商品)についても支払う必要はなく、商品についてもすぐに処分することができるようになりました。

これは、海外から送付された商品についても適用されます。

※「特定商取引に関する法律」

訪問販売や通信販売などの消費者トラブルが生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールなどを定めるなど、事業者による違法・悪質な勧誘行為などを防止し、

特に着払いなど、代金と引換えに送られて来る商品には、注意が必要です。

身に覚えのない商品が一方的に送り付けられたときは、送り状の送付者名や連絡先のほか、開封した商品をスマートフォンやデジタルカメラなどで撮影し、いつ、どのような状態で届いたものかを記



◆身に覚えのない商品が届き不安な時、または代金を請求された時は…
身に覚えがない商品が届き不安なときや処分した後に代金を請求されるなどトラブルに遭ったときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部
広域消費生活センター

▼開設日 月曜～金曜

(祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時～15時30分

▼場所 志免町地域安全安心センター2階

(志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先

☎ 936・1594

FAX 936・1610

※相談の際は電話で連絡ください。